

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

長生郡市広域市町村圏組合水道部より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要です

■指定給水装置工事事業者の資質の維持と向上を目指して、令和元年10月1日より「水道法の一部を改正する法律」が施行されました。

■有効期間が5年間となり、指定の更新がなされない場合は失効となります。

※令和元年9月30日までに指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって初回更新の有効期限が異なりますのでご注意ください。（下表参照）

指定を受けた日	初回更新の有効期限	指定番号
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日まで	1～135
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日まで	136～228
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで	229～283
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで	284～315
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで	316～366
令和元年10月1日～	各新規指定を受けた日から5年間	367～

●更新申請に必要な書類

- ・ 指定申請書及び誓約書
- ・ 機械器具調査
- ・ 定款及び登記事項証明書（法人）
又は住民票（個人）
- ・ 選任する主任技術者の確認書類
（免状又は技術者証等）

◎その他長生郡市広域市町村圏組合 水道部が別途確認する事項

- ・ 右の★のとおり

○指定更新手数料

- ・ 1件につき、10,000円（非課税）
《長生郡市広域市町村圏組合水道事業給水条例第37条の規定》

●指定更新の要件は新規指定と同様となります

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

★指定を更新する際に、長生郡市広域市町村圏 組合水道部が別途確認する4項目

- ①指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ②業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- ③給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

更新の申請についての問い合わせ先・・・長生郡市広域市町村圏組合水道部管理課

電話：0475-23-9481